



電放安第 124 号

令和 4 年 3 月 29 日

原子力規制委員会 殿

所在地 広島県広島市中区小町 4 番 33 号

申請者名 中国電力株式会社

代表者 代表取締役社長執行役員 清水 希 茂

島根原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更届出書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第5項の規定に基づき、下記のとおり島根原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画変更を届け出ます。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 中国電力株式会社

住 所 広島県広島市中区小町 4 番 33 号

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 清水 希 茂

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 島根原子力発電所

所 在 地 島根県松江市鹿島町片匂

三 発電用原子炉の名称

名 称 島根原子力発電所 1 号原子炉

四 変更に係る事項

平成 29 年 4 月 19 日付け原規規発第 17041912 号をもって認可を受け、別紙 1 のとおり変更認可を受けた島根原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画認可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を令和 4 年 3 月 24 日付けで別紙 2 のとおり変更した。

十一 廃止措置の工程

五 変更の理由

廃止措置の工程について、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の開始時期を2022年度としているが、汚染状況の調査による放射性物質として扱う必要のないもの（以下、「クリアランス対象物」という。）の推定発生量の評価、クリアランス対象物の管理方法の決定等に時間を要することから、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の開始時期を2023年度に変更したため。

別紙 1

廃止措置計画変更認可の経緯

認可年月日	認可番号
平成 29 年 4 月 19 日	原規規発第 17041912 号
令和 2 年 9 月 24 日	原規規発第 2009243 号
令和 4 年 3 月 11 日	原規規発第 2203112 号

別紙 2

変 更 の 内 容

十一 廃止措置の工程

廃止措置の工程の記述の一部を，島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前		変更後		備考																															
第11-1表 廃止措置工程																																			
年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045					
	解体工事準備期間																原子炉本体等解体撤去期間										建物等解体撤去期間								
	核燃料物質の搬出及び譲渡し																																		
	汚染状況の調査																																		
	核燃料物質による汚染の除去																																		
	安全貯蔵																原子炉本体の解体撤去																		
																	管理区域内の設備（原子炉本体以外）の解体撤去										建物等の解体撤去								
																	管理区域外の設備の解体撤去																		
																	放射性廃棄物の処理処分																		
廃止措置工程																																			
第11-1表 廃止措置工程																																			
年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045					
	解体工事準備期間																原子炉本体等解体撤去期間										建物等解体撤去期間								
	核燃料物質の搬出及び譲渡し																																		
	汚染状況の調査																																		
	核燃料物質による汚染の除去																																		
	安全貯蔵																原子炉本体の解体撤去																		
																	管理区域内の設備（原子炉本体以外）の解体撤去										建物等の解体撤去								
																	管理区域外の設備の解体撤去																		
																	放射性廃棄物の処理処分																		
廃止措置工程																																			
備考																																			
・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間開始時期の変更																																			

注) 点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。